

地域における募金等の実態調査

——町内会を通じる税外負担の一面——

調 査 室

はじめに

最近、地方住民の税外負担の問題が、かなりの関心をもって論じられてきている。このことは、税外負担なるものが住民の日常の負担に影響を与えてきていることと、一面それによる収入が行政の財源不足を補っている場合があり、さらには、地域住民の自治組織に及ぼす影響も大きいものがあることなどを意味していると考えられる。

そこで、今回総務局市民課において「各区における募金等の実態調査」を行なったのを機会に、それから得られた資料に基づいて、本市住民の税外負担状況の数例につき解説してみることにした。また、住民の税外負担としては、ここにとりあげる以外にも、相当多くの種類の募金・会費等があるが、今回は資料の関係から「経常的に毎年市の行政機構を通じて町内会にくる募金または会費」に限定した。

1 募金の種類及び地域別徴収状況

募金には、(1) 地区住民（法人も含む）一般を対象とするものと、(2) 地区内の特定の者を対象とするものとの、2通りに大別することができる。特に後者には、各地区で独自のものがあるので、ここでは、主として前者についてみていくことにした。

第1表から判るように、募金額の最も高いものは共同募金で、全体の約半分（48％）に相当し、これと2番目の日赤募金とで、全体の81％を占めている。これは、前者が市内全帯に目標額を割り当てていること（ただし、低所得層控除がある。）と、後者が多数の会員（全世帯加入を目標としている。）を有することに原因している。表中、募金額の計上されていないところは、徴収していないもの（体育協会会費）、あるいは、区が徴収を直接には、担当していない地区である。なお、ここでは、個人分・法人分を区分していないが、中区の例では、法人の最も大口の寄附は1件当たり3万円となっている。

第1表 昭和37年度募金実績一覧表

単位千円

| 名 称 | 鶴見 | 神奈川 | 西 | 中 | 南 | 保土ヶ谷 | 磯子 | 金沢 | 港北 | 戸塚 | 計 |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 共同募金(含年末たすけあい運動) | 5,333 | 3,460 | 2,563 | 3,277 | 4,662 | 2,706 | 2,560 | 2,171 | 4,681 | 2,573 | 33,986 |
| 日赤募金(含赤十字奉仕団運営費災害対策費特別募金) | 4,451 | 3,221 | 1,887 | 2,136 | 3,595 | 2,187 | 1,219 | 1,239 | 2,232 | 1,789 | 23,956 |
| 道路愛護募金 | 360 | 420 | 230 | 188 | 330 | 331 | 249 | 95 | 188 | 512 | 2,903 |
| 保護観察協会会費 | 382 | 120 | 153 | 191 | 493 | 300 | 163 | 153 | 209 | 171 | 2,335 |
| 体育協会会費 | 86 | 300 | 232 | 38 | 418 | 233 | — | 154 | 197 | 193 | 1,851 |
| 防犯協会会費 | 749 | 361 | 293 | — | — | 247 | — | — | 144 | 244 | 2,038 |
| 国連協会会員募集 | 253 | 154 | 134 | 150 | 166 | 120 | 122 | 84 | 92 | 144 | 1,419 |
| 愛市の花頒布 | 238 | 151 | 105 | 108 | 141 | 150 | 57 | 54 | 135 | 75 | 1,214 |
| 母の日カーネーション頒布 | 153 | 171 | 155 | 210 | 198 | 149 | 118 | 133 | 17 | 128 | 1,432 |
| 計 | 12,005 | 8,358 | 5,752 | 6,298 | 10,003 | 6,423 | 4,488 | 4,083 | 7,895 | 5,829 | 71,134 |

次に、地域別の負担状況につき、1世帯当りの単純比較を行なってみると、次のようになる。(ただし、これは法人分を含めた額を世帯数で割ったもので、実際の負担額は、これよりも幾分下まわる。)

第2表 地域別1世帯当り負担状況

| 区 分 | 鶴見 | 神奈川 | 西 | 中 | 南 | 保土ヶ谷 | 磯子 | 金沢 | 港北 | 戸塚 | 計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 募 金 総 額 (千円) | 12,005 | 8,358 | 5,752 | 6,298 | 10,003 | 6,423 | 4,488 | 4,083 | 7,895 | 5,829 | 71,134 |
| 世 帯 数 (円) | 63,710 | 49,231 | 27,535 | 34,009 | 53,666 | 40,869 | 19,499 | 18,532 | 40,648 | 30,503 | 378,202 |
| 1世帯当り負担額 | 188 | 170 | 209 | 185 | 186 | 157 | 230 | 220 | 194 | 191 | 188 |

負担の最も大きい地区は磯子区であるが、これは、当区の共同募金の1世帯当りの負担額が131円と市内最高の額になっているためである。このように、金額に地域差を生じる理由は、一例を共同募金にとると、一定の世帯割りで設定する目標額のほかに各地域で自主的に決定する金額があるためと思われる。

このほか、市が間接的に取り扱っているものに、各区商店連合会会費、遺族会会費等がある(後部資料第4表を参照)。資料の関係で、その全部の募金額を示すことはできないが、戸塚区の例をとると、その合計額は268,000円となっている。また年末助け合いのように現金だけでなく、衣類、毛布等の品物を集める場合もあり、金額に換算するともっと多くなる。

2 募金の実施団体等

第3表

募金の実施団体等一覧表

| 名 称 | 実施団体 | 実施時期 | 募金対象 | 徴収方法 |
|--|------------------|--------------------------------------|--------------------------------|---|
| (1) 共同募金 (含年末たすけあい運動) | 共同募金会 | 昭和37年10月1日 から 昭和38年3月31日 まで | 市内全世帯 " 法人 | 1世帯当りの目標額を決め、(100-150円)住民組織等に徴収を依頼 |
| (2) 日赤募金 (含赤十字奉仕団運営費) 災害対策費特別募金) | 日本赤十字社 神奈川県本部 | 昭和37年4月1日 から 昭和37年11月29日 まで | 市内全世帯 " 法人 (社員募集) | 社員 100円 特別社員 3,000円 賛助員 30円 他に災害対策特別募金として1世帯当りの目標額を決め、町内会に依頼 |
| (3) 道路愛護募金 | 横浜市 道路利用者会議 | 昭和37年5月1日 から 昭和38年3月31日 まで | 市内全世帯 " 法人 | 1世帯当りの目標額を決め、主として町内会に徴収を依頼 |
| (4) 各区保護観察協会 会費 | 各区保護観察協会 | 昭和37年4月1日 から 昭和38年3月31日 まで | 市内全世帯 | 1世帯当りの目標額を決め、町内会を通じて納入、一部保護司が徴収 |
| (5) 各区体育協会会費 | 各区体育協会 | 昭和37年4月1日 から 昭和38年3月31日 まで | 市内全世帯 " 法人 | 1世帯当りの目標額を決め、町内会等に徴収を依頼 法人の場合は直接徴収 |
| (6) 各地区 防犯協会会費 | 各地区防犯協会 | 昭和37年4月1日 から 昭和38年3月31日 まで | 市内全世帯 " 法人 | 同 上 |
| (7) 国連協会会員募集 | 国連協会横浜支部 | 昭和37年10月1日 から 昭和38年3月31日 まで | 会員(7,000人) 会員募集は全市民を対象に常時勧誘 | 一部婦人会、町内会を通じて徴収 |
| (8) 愛市の花頒布 | 各区役所 | 昭和37年5月1日 から 昭和37年6月2日 まで | 市内全世帯 " 法人 | 自治会、町内会、婦人会又は学校長に売捌きを依頼 (単価10円) |
| (9) 母の日カーネーション頒布 | 各区社会福祉協議会 | 昭和37年5月1日 から 昭和38年5月31日 まで | 市内小・中・高校の生徒及び児童 | みのり会、学校長等に売捌きを依頼 (単価10円) |

(1) 共同募金・年末助け合い 実施の母体は県・市共同募金会で、その下部組織として各区に共同募金支会があり、区市民課がその事務局となっている。募金目標額も、最終的にはこの支会で決定されて、各町内会に割り当てられていく。

年末助け合いは共同募金会と社会福祉協議会であるが、民生委員の業務の性質上、ほとんどが民生安定所で行なわれている。

(2) 日赤募金 日赤本社からくる社員募金と、市独自の災害対策募金の2つを併せ行なっている。組織は、まず日赤県本部があり、そこから横浜地区本部(民生局)を経て、各区市民課から町内会へと依頼している。市の地区本部に対して各区は区地区となっている。また、区市民課には「赤十字運動推進委員会」があって、募金活動を推進している。このほか、市・区の日赤奉仕団(主体は民間人)があり、さらに、地元組織、班組織の奉仕団もある。

(3) 道路愛護募金 実施主体である「道路利用者会議」は、市の土木局道路管理課に置か

れている。募金額は区市民課を通じて町内会へ割り当てられる。現在第11回目の募金を実施中である。

- (4) 保護観察協会会費 本市の場合、各区が保護区となって、各区の市民課に保護司会がある。区保護司会の主な財源がこの保護観察協会会費である。
県保護観察協会の下部組織として、各区に保護観察協会支部が設けられ、区が事務局となっている。
- (5) 体育協会会費 実施主体は各区に置かれている体育協会である。会費は、各種大会等地区住民のリクリエーション費用として使われている。
- (6) 防犯協会々費 各地区にある防犯協会が主体となっている。募金額が計上されていない地区は、事務所が警察署にあるとか、他の団体が担当しているとか、または、町内会の段階で行なっているため、区が直接に関係していない場合である。
- (7) 国連協会会員募集 主体は国連協会神奈川県本部で、市がその横浜支部となって各区に分会を置いている。区役所が事務局となっているが、会員の募集は分会で行ない、会費の徴収は住民組織や婦人団体を通して行なっている。
- (8) 愛市の花頒布 「みなと祭り実行委員会」が母体となり、市の総務局総務課がその事務部門(=経理担当部門)となって、目標額を各局区に割り当てている。このうち、各区の割り当て分が、主として地域住民を対象に売り捌かれるものである。
- (9) 母の日のカーネーション頒布 横浜市社会福祉協議会が実施団体となって、その下に各区社会福祉協議会が置かれている。花の売り捌きはみのり会が主体となって、町内会、学校関係へ依頼して行なっている。

3 募金の実施時期

1年間を通して行なわれているものが4種類もあり、半年を期間とするものが3種類、単期(2カ月)のものが2種類となっている。このほか、ここでとりあげなかった臨時的に徴収される種類のものをあわせて、1年中何らかの募金が行なわれていることになる。ただし、共同募金のように、実施時期が10月から翌年3月となっているものでも、原則として、募金が行なわれるのは、10月中であり、(法人は2カ月延伸できる)残余期間は清算期間となっているものもある。また、日赤募金の場合も、本社から指定してくる期間は、一応3カ月(準備期間4月、実施期間5月、整理期間6月)となっているが、実際には11月いっぱいかかっている状態である。

いずれにしても、このように、募金が長期にわたるといえるのは、定められた期間内では目標額に達しないため、それを達成させようと努めるためであるらしい。その事の是非は問題外として、実際にその場合の募金にたずさわる役員や区の職員にとっては、かなりの負担になっているらしい。

4 募金の対象

前に断わったように、今までとりあげたものは、一応市内の全住民を対象としているのであるが、中には(7)のように、新規募集以外は既定の会員から徴収するものや、(9)のように募金の性格上、生徒、児童を対象とするものもある。

このほか各区の特定の者を対象とする募金についても、資料があるので次に掲げておく。

第4表 特定の住民を対策とする募金類

| 名 称 | 対 象 | 名 称 | 対 象 |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 観光協会会費 | 会 員 | 園芸協会会費 | 会 員 |
| 商店連合会会費 | 加 盟 店 舗 | 納税貯蓄組合連合会会費 | 加 盟 組 合 |
| 遺族会会費 | 加 盟 全 世 帯 | 囲碁連盟寄附金 | 協賛の会社、個人 |
| 更生保護婦人会会費 | 会 員 | みのり会会費 | 会 員 (未亡人) |
| 婦人団体連合会会費 | 婦 人 団 体 | そ の 他 | |

5 募金の徴収方法

徴収方法は、すべて予算(目標額)の形で行なわれている。日赤募金のように、社員制度のため単位募金額がはっきり区分されているものや、国連協会会員のように一定の会員制のものを除き、ほとんどのものは前年度実績を基準に1世帯当りの目標額を決め、未端

第5表 募金目標額と実績との対比表 (37年度)

| 名 称 | 目 標 額 | 実 績 | 比 率 |
|-----------------|--------|--------|-----|
| | 千円 | 千円 | % |
| 共 同 募 金 | 30,264 | 33,986 | 112 |
| 日 赤 募 金 | 23,011 | 23,956 | 104 |
| 道 路 愛 護 募 金 | 2,410 | 2,903 | 120 |
| 保 護 観 察 協 会 会 費 | 2,505 | 2,335 | 93 |
| 体 育 協 会 会 費 | 2,257 | 1,851 | 82 |
| 防 犯 協 会 会 費 | 2,222 | 2,038 | 92 |
| 国 連 協 会 会 員 募 集 | 1,493 | 1,419 | 95 |
| 愛 市 の 花 頒 布 | 1,109 | 1,214 | 109 |
| 母の日カーネーション頒布 | 1,651 | 1,432 | 87 |
| 合 計 | 66,922 | 71,134 | 106 |

(注) 本表の金額は各区の扱い分のみである。

の徴収機関へと伝達されていくのである。そして、その末端で徴収に当るものは、自治会、町内会婦人会等の役員や、市職員等で、一部、保護観察協会員のように、保護司が行なっている場合もある。また、学校長や未亡人団体に依頼する場合もある。かように割り当てられた目標額がどの程度達成されているかについて、37年度では第5表のような比率になっている。

(菊池)

参考：都市問題38・9「町内会を通じる税外負担」(青木幹夫)